

地域密着型サービス事業予定者公募に関するQ&A

No.	質問	回答	備考
1	日常生活圏域について、公募対象の圏域以外での整備は可能か。	不可。	公募要項
2	対象となる日常生活圏域外に施設を建てて、対象となる日常生活圏域の住民を対象に営業することは可能か。	不可。 対象となる日常生活圏域内(播磨町内)に施設を設置すること。	公募要項
3	受付期間中に、提出書類を差し替えても良いか。	受付期間中であれば差し替えは可能。	公募要項
4	(法人設立予定者のみ)応募申込の時点で法人設立登記が完了しておらず、登記事項証明書が発行できない場合はどうするのか。	設立登記の申請を行ったことが確認できる書類(申請書の写し、電子申請の受付完了画面を印刷したもの等)を提出し、登記が完了次第、速やかに登記事項証明書を追加で提出すること。	公募要項
5	基本計画図面等の中の平面図について、室別面積を別紙で添付することは可能か。	可能である。	公募要項
6	代表者、管理者、計画作成担当者等について、申請書類に記載した者を、開設時に別の者に変更することは可能か。	応募申込時点では、就任を予定している者を記載すること。選考では申請書類に記載された内容を評価することとなる。 開設までに別の者に変更する場合は、速やかに申し出ること。	様式3
7	代表者、管理者等の経歴については、学歴も記載が必要か。また、書き切れない場合は別紙での提出は可能か。	学歴の記載は不要である。職歴等、介護に関連するものを記載すること。様式内に収めることを基本とするが、やむを得ない場合は別紙での提出も可能である。	様式3
8	資金計画書の2(1)事業費内訳に関して、各事業費の積算根拠の添付は必要か。	積算根拠の添付は求めない。	様式5
9	資金計画書の2(2)財源内訳欄は、公的補助はないものとして作成するのか。	公的補助はないものとして作成すること。	様式5
10	建設(改修)予定地事前協議報告書について、どの範囲まで事前協議が必要か。	応募申込時点では、主に建築基準関連、開発許可関連、消防関連等を想定している。 特に、市街化調整区域の場合は、都市計画法上の規制があるので、十分確認すること。	様式8
11	市街化調整区域に施設・事業所の整備は可能か。	整備する場所やサービス対象とする利用者の範囲等について、東播磨県民局まちづくり建築課(播磨町都市計画課経由)との協議を要する。	様式8
12	地元説明対象住民(範囲)の指定はあるか。説明会(住民を集める)、戸別訪問など開催形式の指定はあるか。議事録や同意書等の提出も必要か。	地元説明は、範囲・開催形式に指定はない。程度や頻度は任意であるが、近隣住民に対して行うこと。議事録・同意書は、なくても構わない。	参考様式8の1
13	法人の設立から間がなく、収支決算書が無い場合はどうするのか。 また、この場合、納税証明書、市区町村税完納証明書は必要か。	提出せずともよい。申込時にその旨申し出ること。 ただし、申請書提出の前月までの実績で損益計算書と貸借対照表を任意様式で作成し提出すること。	令和6年5月7日追記
14	計画を進める中で出てくる質問はどのようにしたらよいか。	応募申込みにかかる質問は、書類不備による失格とならないように、事前に担当係に確認すること。	